



「いじめ防止対策推進法」にもとづく

いじめ防止『学校基本方針』

1. はじめに

これは、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（同年9月28日施行）に基づき定めるものです。ここでは、『いじめ』を「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものを含む）～けんかやふざけ合いであっても・好意で行った行為でも～」と定義します。

2. これを受けて、

本校では、信頼され開かれた学校として、いじめの未然防止と早期発見に努め、生徒にとって安心安全な学校生活を送れる環境を作り、心身の健全育成を図るために「**学校基本方針**」を定めて、いじめ防止に全力で取り組みます。

3. いじめ防止のために、山形県・山形市・学校は、 次のような「山形八中生」をめざしています。

山形市学校教育基本理念

郷土を誇りに思い
いのちが輝く
人づくり

本校の学校教育目標

創造・貢献・自立
～地域と繋がり、新しい時代を拓く、
たくましい生徒を育てる学校～

山形県第7次教育振計画

ウェルビーイングを目指し、多
様性あふれる持続可能な社会
の実現を担う山形の人づくり

八中のめざす生徒像

- 「創造」自ら学び、考え、表現できる生徒
- 「貢献」自他のいのちを敬い、地域に貢献できる生徒
- 「自立」向上心にあふれ、主体的に行動できる生徒

4. そして、山形八中のいじめ防止のために具体的に取り組むことは、

- 生徒一人ひとりが主体となり、仲間の大切さを実感できる活動を推進します。
授業（各教科、いのちの学習） 黙々清掃 給食活動 黙想
朝の挨拶運動 ボランティア活動（地域貢献） 全校合唱 学校・学年行事
ネットモラル講話 昇降口の花植え 部活動 放課後の活動 等
- 道徳の授業で「思いやり、感謝」「友情、信頼」「相互理解、寛容」の内容を積極的に扱います。
- 生徒会活動でいじめのない学校を目指して全校生で話し合い、生徒のアンテナを高くし、いじめのない土壌づくりをします。

5. さらに、いじめ防止のために次のような組織で実効的に取り組みます。

- 校内委員会は、校長、教頭、教務主任、各学年主任で組織する「主任会」があり、情報の共有を大事にしています。また、主任会に、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当者、生徒指導主事、養護教諭、市教育相談員、（県 SC）が加わる「教育相談委員会」では、常に一人ひとりの生徒に目を向けた話し合いをしています。
- 校外関係者として、学校運営協議会委員、学校医、ソーシャルスクールワーカーなど専門機関の方々にも意見を求めて対応していきます。

6. また、いじめの早期発見のために、次のような取り組みも実施します

- 心の天気予報の点検と対応……毎日
- 生活ノート等の点検……毎週
- 全県アンケート……定期（年2回）6月・11月（保護者にも）
- 生活アンケート……定期（年5回）5月・9月・10月・1月・2月
- 二者面談の実施……定期（年2回）全県アンケート後
- 三者面談の実施……定期（年1回）12月 ※通知表配付も兼ねます
- 市教育相談員・県スクールカウンセラーとの相談活動…市は週5日・県は週2日勤務
- Q-Uの実施と活用……定期（年2回）6月・11月

7. そして、いじめに対する措置として、次の点に留意して取り組みます。

- ① 素早い事実確認・報告・相談を実施します。
- ② 発見・通報後は「いじめ防止対策推進委員会」を立ち上げ、組織的な対応をします。
- ③ 被害生徒への支援と保護者への説明を行い、解決後も継続します。
- ④ 関係生徒と保護者への対応を行い、解決後も継続します。
- ⑤ 集団への働きかけを行い、いじめのない土壌づくりをします。

8. 特に重大な事案が発生した場合は、直ちに調査組織委員会を設置して対応します。

- 校内の組織を母体として校外関係者の協力を得て進めます。
- 山形市教育委員会が第三者委員会を設置し、協力して対応していきます。

9. 最後に、この「いじめ防止『学校基本方針』」にもとづいて、山形八中は、生徒一人ひとりを大切に、保護者や地域と連携して、いじめ防止に努めていきます。

